

7. 規制基準

7-1 騒音の規制基準

(1) 特定工場等における騒音の規制基準（平成24年市告示第26号，昭和48年県告示第171号，条例施行規則第35条）

| 区域の区分 | | 時間の区分 | 許容限度 (デシベル) | |
|-------|---|--------------------------------|----------------|----|
| 種別 | 地域 | | 法 | 条例 |
| 第1種区域 | 第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域並びにこれらに相当する地域 | 昼間(8:00～18:00) | 50 | 50 |
| | | 朝(6:00～8:00) 夕(18:00～22:00) | 45 | 45 |
| | | 夜間(22:00～6:00) | 45 | 45 |
| 第2種区域 | 第1種中高層住居専用地域，第2種中高層住居専用地域，第1種住居地域，第2種住居地域及び準住居地域並びにこれらに相当する地域 | 昼間(8:00～18:00) | 55 | 55 |
| | | 朝(6:00～8:00) 夕(18:00～22:00) | 50 | 50 |
| | | 夜間(22:00～6:00) | 45 | 45 |
| 第3種区域 | 近隣商業地域，商業地域，準工業地域及びこれらに相当する地域 | 昼間(8:00～18:00) | 60 | 65 |
| | | 朝(6:00～8:00) 夕(18:00～22:00) | 60 | 65 |
| | | 夜間(22:00～6:00) | 50 | 55 |
| 第4種区域 | 工業地域及びこれに相当する地域(工業専用地域を含む。) | 昼間(8:00～18:00) | 70 | 70 |
| | | 朝(6:00～8:00) 夕(18:00～22:00) | 70 | 70 |
| | | 夜間(22:00～6:00) | 60 | 65 |

備考1 騒音の測定は，計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。

この場合において，周波数補正回路はA特性を，動特性は速い動特性（FAST）を用いる。

2 騒音の測定方法は，日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし，騒音の大きさの決定は，次のとおりとする。

(1) 騒音計の指示値が変動せず，又は変動が少ない場合は，その指示値とする。

(2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し，その指示値の最大値がおおむね一定の場合は，その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。

(3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は，測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

(4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し，その指示値の最大値が一定でない場合は，その変動ごとの指示値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

3 騒音の測定場所は，特定工場等の敷地の境界線上で行う。

4 「これに相当する地域」及び「これらに相当する地域」とは，都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の定めのない地域のうち，騒音の規制区域に指定

された地域をいう。

(2) 特定建設作業騒音の規制基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号，平成24年市告示第26号）

| 特定建設作業の区分 | 音の大きさの許容限度 | 禁止される作業時間 | 1日の作業の許容時間 | 連続作業の許容期間 | 休日作業の禁止 |
|--------------------------------|------------|-------------------------------|---------------|-----------|-------------------|
| くい打機，くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業 | 85 デシベル | 第1号区域 午後7時から | 第1号区域 10時間 | 6日以内 | 日曜日その他の休日には行わないこと |
| びょう打機を使用する作業 | | | | | |
| さく岩機を使用する作業 | | 翌日の午前7時まで | 第2号区域 14時間 | | |
| 空気圧縮機を使用する作業 | | | | | |
| コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業 | | 第2号区域 午後10時から 翌日の午前6時まで | | | |
| バックホウを使用する作業 | | | | | |
| トラクターショベルを使用する作業 | | | | | |
| ブルドーザーを使用する作業 | | | | | |

備考1 騒音の測定は，計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。

この場合において，周波数補正回路はA特性を，動特性は速い動特性（FAST）を用いる。

2 騒音の測定方法は，日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし，騒音の大きさの決定は，次のとおりとする。

- (1) 騒音計の指示値が変動せず，又は変動が少ない場合は，その指示値とする。
- (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し，その指示値の最大値がおおむね一定の場合は，その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は，測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し，その指示値の最大値が一定でない場合は，その変動ごとの指示値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

3 騒音の測定は，特定建設作業の場所の敷地の境界線上で行う。

4 第1号区域とは，特定工場等の騒音の規制区域のうち，第1種区域，第2種区域及び第3種区域に属する区域並びに第4種区域に属する区域であって，学校，保育所，病院，診療所（患者を入院させる施設を有するもの），図書館，特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域をいう。

第2号区域とは，特定工場等の騒音の規制区域のうち第1号区域以外の区域をいう。

7-2 振動の規制基準

(1) 特定工場等における振動の規制基準（平成24年市告示第28号）

| 区域の区分 | | 時間の区分 | 許容限度 (デシベル) |
|-------|--|----------------|----------------|
| 種別 | 地域 | | |
| 第1種区域 | 騒音規制地域の区域の区分が第1種区域及び第2種区域に属する区域の範囲 | 昼間(7:00~19:00) | 60 |
| | | 夜間(19:00~7:00) | 55 |
| 第2種区域 | 騒音規制地域の区域の区分が第3種区域及び第4種区域（工業専用地域を除く。）に属する区域の範囲 | 昼間(7:00~19:00) | 65 |
| | | 夜間(19:00~7:00) | 60 |

(2) 特定建設作業振動の規制基準（振動規制法施行規則第11条，平成24年市告示第28号）

| 特定建設作業の区分 | 振動の許容 限度 | 禁止される 作業時間 | 1日の作業 の許容時間 | 連続作業の 許容期間 | 休日作業の 禁止 |
|---------------------------|-------------|---------------------------------------|----------------|---------------|---------------------------|
| くい打機，くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業 | 75 デシベル | 第1号区域 午後7時 から 翌日の午前 7時まで | 第1号区域 10時間 | 6日以内 | 日曜日その 他の休日には 行わないこと |
| 鋼球機を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 | | | | | |
| 舗装破砕機を使用する作業 | | 第2号区域 午後10時 から 翌日の午前 6時まで | 第2号区域 14時間 | | |
| ブレーカーを使用する作業 | | | | | |

備考1 振動の測定は，計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い，鉛直方向について行う。この場合において，振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いる。

2 振動の測定方法は次のとおりとする。

(1) 振動ピックアップの設置場所は，次のとおりとする。

- イ 緩衝物がなく，かつ，十分踏み固め等の行われている堅い場所
- ロ 傾斜及び凹凸がない水平面を確保できる場所
- ハ 温度，電気，磁気等の外囲条件の影響を受けない場所

(2) 暗振動の影響の補正は，次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。）の指示値の差が10デシベル未満の場合は，測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の左欄に掲げる指示値の差ごとに同表の右欄に掲げる補正値を減するものとする。

| 指示値の差 | 補正值 |
|--------|--------|
| 3 デシベル | 3 デシベル |
| 4 デシベル | 2 デシベル |
| 5 デシベル | |
| 6 デシベル | 1 デシベル |
| 7 デシベル | |
| 8 デシベル | |
| 9 デシベル | |

- 3 振動レベルの決定は、次のとおりとする。
- (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。
- 4 第1号区域とは、特定工場等の振動規制区域のうち、特定工場等の騒音の規制区域の区分が第1種区域、第2種区域及び第3種区域に属する区域並びに第4種区域に属する区域であって、学校、保育所、病院、診療所（患者を入院させる施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの周囲80メートルの区域をいう。
- 第2号区域とは、特定工場等の振動の規制区域のうち第1号区域以外の区域をいう。
- 5 振動の測定は、特定建設作業の場所の敷地の境界線上で行う。

7-3 音響機器音・学校等周辺・深夜騒音・拡声放送・風俗営業等の規制（広島県生活環境の保全等に関する条例）

| 項目 | 内容 | 適用除外 |
|-----------|---|---|
| 音響機器音 | 指定地域内における音響機器音について適用 | <p>条例第58条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法令により認められた事項のためにするとき 2 広報その他で公共のためにするとき 3 時報(午後11時から午前5時までの間に報ずるものを除く)のためにするとき 4 祭礼, 盆踊りその他社会生活において相当と認められる一時的行事のためにするとき |
| 学校等の周辺 | 学校・図書館・児童福祉施設又は病院その他の医療施設の周辺において, その教育, 利用, 保育又は医療に支障がある騒音を発してはならない。 | <ol style="list-style-type: none"> 1 条例第56条 指定地域内の騒音関係特定事業場, 特定建設作業, 音響機器から発生する騒音を除く。 |
| 深夜騒音 | 午後11時から午前5時までの間は, 屋内, 屋外のいずれから発する場合においても近隣の家屋内における他人の睡眠を著しく妨げる騒音を発してはならない。 | <ol style="list-style-type: none"> 2 条例第58条 (音響機器音の項に同じ) |
| 拡声放送 | <p>屋外に向け, 又は屋外で営業宣伝を行う者について適用</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 禁止期間 5月～8月 午後9時～午前7時 その他の期間 午後8時～午前7時 2 継続時間 1時間につき45分を超えないこと(移動して行う場合を除く) 3 競合 50メートル以内の距離で異なる放送を同時に行わないこと 4 高さ制限 地上8メートル以上の高さから放送しないこと | |
| 風俗営業等の営業者 | 風俗営業・興行場営業又は飲食店営業の営業者は, 営業のため音響機器音を直接屋外に向けて発してはならない。 | |

(1) 音響機器音の規制基準（条例施行規則第45条）

| 区域の区分 | | 時間の区分 | 許容限度 (デシベル) |
|-------|--|--------------------------------|----------------|
| 種別 | 地域 | | |
| 第1種区域 | 第1種低層住居専用地域, 第2種低層住居専用地域, 第1種中高層住居専用地域, 第2種中高層住居専用地域, 第1種住居地域, 第2種住居地域及び準住居地域並びにこれらに相当する地域 | 昼間(8:00~19:00) | 50 |
| | | 朝(5:00~8:00) 夕(19:00~23:00) | 45 |
| | | 夜間(23:00~5:00) | 45 |
| 第2種区域 | (1)第1種区域のうち併用軌道の敷設のある道路の境界線から20メートル以内の地域 (2)近隣商業地域, 商業地域, 準工業地域及び工業地域並びにこれらに相当する地域 | 昼間(8:00~19:00) | 65 |
| | | 朝(5:00~8:00) 夕(19:00~23:00) | 55 |
| | | 夜間(23:00~5:00) | 50 |
| 第3種区域 | 第2種区域(2)のうち併用軌道の敷設のある道路及び幅員11メートル以上の道路の境界線から20メートル以内のメートル以内の地域 | 昼間(8:00~19:00) | 75 |
| | | 朝(5:00~8:00) 夕(19:00~23:00) | 65 |
| | | 夜間(23:00~5:00) | 60 |

備考1 拡声放送により営業宣伝を行う場合の音量の基準はこの表に定める音量に5デシベルを加えた音量とする。

- 2 騒音の測定場所は音源からその周辺の建物（現に人が起居しまたは業務を行っているものに限る。）に至る最短距離の位置（移動して行う拡声放送にあつては、その音源から10メートルの位置）とする。
- 3 騒音の測定については、7-1 騒音の規制基準の（1）の備考1及び2を準用する。
- 4 「これらに相当する地域」については、7-1 騒音の規制基準の（1）の備考と同様である。

(参考)

- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく騒音・振動の規制
(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年県条例第29号))

風俗営業者に対する騒音及び振動の規制

| 地域 | 騒音の数値(デシベル) | | | 振動の数値 (デシベル) |
|---|-------------|----|----|-----------------|
| | 昼間 | 夜間 | 深夜 | |
| 第1種低層住居専用地域, 第2種低層住居専用地域, 第1種中高層住居専用住居地域, 第2種中高層住居専用住居地域, 第1種住居地域, 第2種住居地域, 準住居地域 | 50 | 45 | 45 | 55 |
| 近隣商業地域, 商業地域, 準工業地域, 工業地域, 工業専用地域 | 65 | 55 | 50 | |
| 用途地域の指定のない地域 | 60 | 55 | 50 | |

備考1 「昼間」とは、日出時から日没時まで、「夜間」とは、日没時から翌日の午前零時まで、「深夜」とは、午前零時から日出時までの時間をいう

2 騒音測定—営業所の境界線の外側で測定可能な直近の位置について、日本工業規格 C1502 に定める普通騒音計又は C1505 に定める精密騒音計を用いて行う日本工業規格 Z8731 に定める騒音レベルの測定方法とする。この場合において、聴感覚補正回路はA特性を、動特性は速い動特性を用いることとし、騒音レベルは、5秒以内の一定時間間隔及び50個以上の測定値の5%時間率騒音レベルとする。

3 振動測定—営業所の境界線の外側で測定可能な直近の床又は地面（緩衝物がなく、表面が水平であり、かつ、堅い床又は地面に限る。）について、日本工業規格 C1510 に定める振動レベル計を用いて行う日本工業規格 Z8735 に定める振動レベルの測定方法とする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を、動特性は日本工業規格 C1510 に定める動特性を用いることとし、振動レベルは5秒間隔及び100個の測定値又はこれに準ずる間隔及び個数の測定値の80%レンジの上端値とする。

(参考)

(3) 拡声機による暴騒音の規制に関する条例に基づく騒音の規制

(拡声機による暴騒音の規制に関する条例(平成5年条例第2号))

| 拡声機の使用方法 | 測定地点 | 適用除外 | 規制基準 |
|----------------------------------|---------------------------------------|---|------------|
| 権原に基づき使用する敷地内における拡声機の使用 | 当該敷地の境界線の外であり、かつ、当該拡声機から10メートル以上離れた地点 | 1 公職選挙法(昭和25年法律第100号)の定めるところにより選挙運動又は選挙における政治活動のためにする拡声機の使用 | 85 デシベル |
| 権原に基づき使用する敷地内における拡声機の使用以外の拡声機の使用 | 当該拡声機から10メートル以上離れた地点 | 2 国又は地方公共団体の業務を行うためにする拡声機の使用 3 災害、事故等の警戒及び救助活動のためにする拡声機の使用 4 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校、専修学校及び各種学校並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める児童福祉施設の業務を行うためにする拡声機の使用 5 公共輸送機関の輸送業務を行うためにする拡声機の使用 6 電気、ガス、水道又は電気通信の事業に関し、緊急の広報活動のためにする拡声機の使用 7 祭礼、運動会その他の地域の行事を行うためにする拡声機の使用 8 前各号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める拡声機の使用 | |

備考1 音量の測定は、日本工業規格 C1502 に定める普通騒音計、日本工業規格 C1505 に定める精密騒音計又はこれらと同等以上の性能を持つ測定器を用いて行うものとする。この場合において、使用する騒音計又は測定器の周波数補正回路は A 特性の周波数補正回路を、動特性は速い動特性を用いるものとする。

2 音量は、騒音計又は測定器の指示値の最大値によるものとする。